

令和3年4月27日

保護者各位

米沢市教育委員会
教育長 土 屋 宏

山形県・山形市独自の「緊急事態宣言」解除を踏まえた
新型コロナウイルス感染症への対応について

陽春の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

4月15日に「新型コロナウイルス感染症への対応について」にてお願いしておりました対応にご協力いただきまして、ありがとうございました。

この度、山形県・山形市独自の「緊急事態宣言」が解除され、それに伴う新型コロナウイルス感染症への対応について要請がありました。そこで、本市における今後の対応について、下記のとおりとします。ご理解ご協力をお願いします。

記

1 今後の対応について

(1) 基本的な感染防止対策

- ①マスクは常時着用することとします。
- ②健康状態を確認し、風邪症状が見られる場合は登校を控えさせてください。同居のご家族に風邪症状が見られる場合も同様としてください。その際は「欠席」ではなく「出席停止」の扱いとなります。

(2) 学校行事について

宿泊を伴う学校行事は県内に限って行います。宿泊を伴わない場合も県内に限って行います。

(3) 部活動について

- ①参加者は、自校の生徒、顧問、部活動指導員、学校が正式に委嘱した県内在住の外部指導者に限ることとし、OBや保護者等は参加しないようにします。
- ②交流においては、置賜管内との交流は可能ですが、校内・校外を問わず、合宿等宿泊を伴う活動は行いません。ただし、上位大会につながる大会等への参加など、やむを得ず往来する場合は、学校及び関係者と十分に協議した上で、全行程における感染防止策を徹底し、行動記録を取るようにします。
- ③可能な限りマスクを着用することとします。特に会話をする際はマスク着用を徹底してください。

2 その他

この通知の取扱いは令和3年5月11日までとします。今後、ご協力いただく対応に変化がある場合は、別に通知させていただきます。